

議案第 5 4 号

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

市長及び副市長の給料月額を引き下げたいため

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（令和 8 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に支給する市長の給料月額の特例）

44 令和 8 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に支給する市長の給料月額については、第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から当該給料月額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額とする。

45 前項に規定する期間に市長に支給する第 3 条の地域手当の額及び第 6 条の期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第 2 条第 1 号に規定する給料月額とする。

（令和 8 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に支給する副市長の給料月額の特例）

46 令和 8 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に支給する副市長の給料月額については、第 2 条第 2 号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から当該給料月額に 100 分の 10（経済環境部を所管する副市長にあっては、100 分の 30）を乗じて得た額を減じた額とする。

47 前項に規定する期間に副市長に支給する第 3 条の地域手当の額及び第 6 条の期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第 2 条第 2 号に規定する給料月額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。